

女性管理職パイプライン構築支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する女性管理職パイプライン構築支援業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

女性管理職パイプライン構築支援業務

2 業務の目的

企業で働く女性に対し、キャリアの各段階に応じた研修等を体系的に実施することにより、県内企業において女性が管理職等の重要な役職に就くまでの育成ルート（女性登用のパイプライン）の構築や女性管理職の登用を促進する。また、研修等を通じた女性ロールモデルの育成により、女性のキャリアに対する不安の軽減や離職防止につなげるとともに、県内企業における定着率向上を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月31日まで

4 業務の内容

以下の業務を行うこととし、詳細については甲乙協議の上、決定する。

（1）研修運営業務の実施

ア 運営を委託する研修

以下のとおりとする。なお、研修内容の詳細については別紙1「研修一覧」のとおり。

- (ア) キャリアアップ意欲醸成研修
- (イ) リーダーシップ育成研修

イ 業務の内容

各研修の実施に必要な事前準備及び当日の運営等を行うこと。なお、想定する業務は以下のとおり。

- ・甲及び講師との研修運営に関する調整及び、講師への謝金支払いに関する事務
- ・参加者の出欠管理及び連絡調整等に関する業務
- ・開催日時、場所、内容、資料等の調整及び事前準備に関する業務
- ・会場設営、受付、進行管理等の調整及び当日運営に関する業務
- ・そのほか研修運営全般に関する業務

ウ その他

講師の謝金は1回あたり15万円（税抜き）とし、別紙1「研修一覧」において指定する回数分の

費用を見積りに含めること。

(2) 女性リーダー育成業務の実施

ア 事業内容

企業等において管理職やリーダーを目指す女性社員等（以下、「メンティー」という。）のキャリア形成に係る様々な悩み等を豊かな経験と知識を有する社外の企業等の管理職やリーダー（以下、「メンター」という。）が相談相手になり、自身の経験等を踏まえたアドバイスをすること（以下、「メンタリング」という。）で、メンティーの悩み等の解決に向けた一助とするとともにメンティー・メンター双方のモチベーションアップ、キャリアプランへの気づきや学び等の人材育成につなげる。

イ メンティー及びメンターの募集

(ア) 対象者

【メンティー】 県内の企業等に勤務する管理職等候補の女性

【メンター】 企業等で管理職等の役職に就いている者など

※メンタリングについての専門的な知識や資格等は不要だが、多くの経験等を踏まえてメンティーを支援できる者が望ましい。

メンターは乙の提案により、甲と協議の上決定する。なお、謝金は10万円程度とし、委託料に含むものとする。

(イ) 人数

メンティー及びメンターは各10名程度とする。ただし、マッチングをする際の条件等により1人のメンターが、複数のメンティーをメンタリングすることも可能とする。

ウ コーディネーターの配置

本事業を円滑に進めるにあたり、事業の総括的役割を担うコーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターの想定する業務は下記のとおり。

- ・メンティー、メンター及び本事業参加企業等との調整
- ・メンタリングペアのマッチング
- ・メンタリングの進捗管理、進め方等のアドバイスやメンティー、メンターからの相談対応等のサポート
- ・キックオフ交流会、成果発表会の参加
- ・その他、事業を円滑に進めるために必要となる業務

エ キックオフ交流会の開催

参加者同士（コーディネーター含む）のネットワーク作り、参加者の意識醸成等を目的とした集合形式の交流会を開催すること。

交流会は原則、対面での実施とするが、事業を遂行する上で必要であると認められる場合は、甲と協議の上オンラインでの実施も可能とする。

オ 研修の実施

メンタリング開始前にメンティー、メンター双方に対し、メンタリングの基礎スキルや目指す方向性等をそろえるために研修を実施すること。想定する研修内容は下記のとおり。なお、研修は集合型とし、併せて研修内容の撮影及び参加者向けのアーカイブ配信を行うこと。

- ・メンタリングの進め方、制度の目的・意義の理解等、メンティー・メンターの相互理解を深めるための研修
- ・メンターとして必要とされる知識・スキル等を高める研修
- ・メンティーの管理職になる上での心の持ちよう等、女性管理職への意識を高める研修
- ・その他、メンタリングを円滑に進める上で必要となる研修

カ メンタリングペアのマッチング

メンタリングのペアとなるメンティーとメンターのマッチングをすること。なお、メンタリングの効果が最大化するようにメンティーの課題意識等に適した経験等をもつメンターとマッチングできる方法（事前のヒアリング、アンケートの実施等）を検討すること。

キ メンタリングの実施

原則として研修及びキックオフ交流会の開催後に開始すること。また、日時、場所、実施方法（対面又はオンライン）等はメンティー、メンター間で調整することを想定しているが、進捗管理等随時コーディネーターがサポートするものとする。

メンタリングは1回1時間程度とし、3回程度実施すること。なお、コーディネーターは、進捗管理をするとともにメンタリング開始前、終了後に報告書等により報告を受け、必要に応じてアドバイスをするものとする。

ク 成果発表会の開催

参加者等（コーディネーター含む）を一堂に会し、本事業に参加した成果・学び・感想等について発表を行い、成果を共有するための発表会を開催すること。

(3) 共通事項

ア 開講式及び修了式の実施

(ア) 開講式

【形式】 集合型（宇都宮市内）

【対象】 (1) 及び (2) の参加者、参加者の属する企業の従業員

【内容】 ・栃木県女性活躍推進フェローによる講演

- ・各事業内容の説明
- ・参加者同士の交流会

【その他】

- ・開講式は120分程度を想定し、詳細については甲乙協議の上で決定すること。
- ・栃木県女性活躍推進フェローに係る費用については、甲が負担する。

- ・参加者同士のネットワーク作り、参加者の意識醸成等を目的とした交流会を開催すること。

(イ) 修了式

【形式】 集合型（宇都宮市内）

【対象】 (1) 及び (2) の参加者、参加者の属する企業の従業員

【内容】 ・参加者代表（各事業2名程度）による研修成果の報告

- ・参加者への修了証書授与
- ・トップリーダーによる基調講演
- ・参加者同士の交流会

【その他】

- ・修了式は180分程度を想定し、詳細については甲乙協議の上で決定すること。
- ・各事業の参加者全員に対し、修了証書を授与する。なお、(2) についてはメンティーのみを対象とし、メンターには修了証書を授与しない。修了証書は乙が甲と協議の上、作成することとし、委託料に含むものとする。
- ・研修成果の報告については、(1) 及び (2) の参加者のうち、各事業から2名程度の代表者を決定の上、発表を行うこと。詳細については甲乙協議の上、決定すること。
- ・トップリーダーによる基調講演は、企業等において活躍する女性ロールモデル等によるキャリア継続やキャリアアップに向けての意識醸成となるような内容の講演を実施すること。ロールモデル等は乙の提案により、甲と協議の上決定する。なお、謝金は委託料に含むものとする。
- ・参加者同士のネットワーク作り、参加者の意識醸成等を目的とした交流会を開催すること。

イ 企画・運営

- (ア) 企業で働く女性に対し、キャリアの各段階に応じた切れ目のない支援を行うことで、県内企業における女性登用のパイプラインを構築するとともに、年代や業種を超えた女性従業員同士の交流を通じたネットワーク構築を促す本事業の目的を踏まえ、以下の自治体を参考に、事業内容に適した愛称を提案すること。

<参考とする他の自治体の研修名称>

- ・福井県「ハッピーキャリア“縁”カレッジ」
- ・福岡県「WOMEN'S BUSINESS CAMP」
- ・広島県「WE-Hub ひろしま」

- (イ) 各事業の申込みは、オンライン並びに書面で受け付けること。
- (ロ) 各事業の開催場所は宇都宮市内の県有施設を想定しているが、乙の提案により、甲と協議の上で決定すること。
- (エ) 各事業の実施に必要な参加者等との調整や資料作成等の事前準備のほか、当日の運営、進行管理等を行うこと。なお、仕様書に定める事項のほか、各事業を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上で実施すること。

- (オ) 企業等の能動的な参加を促すため、参加者1人あたり5千円の参加費を企業等から徴収する。なお、(2)についてはメンティーのみを対象とし、メンターからは参加費を徴収しない。原則として、参加費の納付は参加企業等から甲に行うものとし、納付に係る事務手続きは甲と参加企業等において行う。乙は、参加者の募集等を行う際には、参加費について明示するものとする。
- (カ) 講師等及び参加者等の了解を得たうえで、各事業の様子を撮影すること。
- (キ) 各事業の参加者に対しアンケートを実施し、集計結果を甲に報告すること。アンケートの内容については、甲乙協議の上で決定する。
- (ク) 委託業務の実施に係るスケジュールを策定すること。なお、想定するスケジュールは以下のとおりであり、詳細は甲乙協議の上で決定する。

<想定スケジュール>

事務局運営	通期
チラシ作成・HP等準備	4月
参加者募集・広報	5月～6月
開講式	6月下旬～7月上旬
キャリアアップ意欲醸成研修	
第一回	7月中旬
第二回	8月中旬～下旬
第三回	10月上旬
第四回	11月下旬～12月上旬
リーダーシップ育成研修	
第一回	9月中旬
第二回	10月中旬～下旬
第三回	11月中旬～下旬
女性リーダー育成事業	
交流会	7月
研修・マッチング	8月
メンタリング	9月～1月中旬
成果発表会	1月下旬～2月上旬
修了式	2月下旬～3月上旬

ウ 募集・広報

- (ア) 参加者を募集するために必要なチラシの作成や配布、その他適切な広報媒体への掲載等により広報を行うこと。
- (イ) チラシは(1)、(2)それぞれについて作成し、甲へ納品及び配布先に送付すること。なお、

配布先及び配布部数は甲乙協議の上、決定する。

- (ウ) チラシのデザインや内容は、乙が参加者の募集に効果的な案を甲に提案し、甲乙協議の上、決定すること。
- (エ) 参加者の募集にあたっては、県内企業等へ幅広く周知を行い、各事業の参加者数が事業規模に達するよう集客を行うこと。
- (オ) 参加者数が十分でない場合に追加で広報を実施するなど、集客状況を鑑み柔軟に対応すること。

5 その他

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) Web ページ制作の留意事項

Web ページ制作に当たっては、別紙2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目に留意すること。

(3) 成果物に関する権利の帰属等

ア 著作権等の取扱い

- (ア) 本業務にて制作した各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、甲に帰属するものとする。
- (イ) 本事業の実施に当たりイラスト、写真等第三者が権利を有するものを使用する場合、乙において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。
- (ウ) 乙は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

イ 二次使用について

甲は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、乙はそのために必要な手続きを行うこと。本業務の成果は甲に帰属する。

また、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(4) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(5) 完了報告書の提出

乙は、委託業務を完了したときは、10 日以内に甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。

る。

(6) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(7) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(8) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 13 (2031) 年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

研修一覧

(ア) キャリアアップ意欲醸成研修	
形式	集合型
場所	とちぎ男女共同参画センター ※1
回数	4回（4回連続講座を1セット）
時間	1回あたり半日程度
対象	入社5年以内または20代の女性従業員
定員	20名程度
講師	県が指定する外部講師 ※2
研修内容	これからキャリアを積んでいく若い世代を対象に、早い段階から企業の課題解決や新規事業の提案を行う等、広い視座で考え自分よりも上の立場の者に対してプレゼンテーションを実施する機会を本研修を通じて与えることで、キャリアアップやキャリア継続に対する前向きな意欲を醸成する。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は講義とワークショップを組み合わせた形式を想定。 ・研修各回の講義内容やワークショップで行う課題の選定については、講師と調整の上、甲の承認を得て決定する。 ・第4回目には、第1～3回目までに課題を通じて制作したプレゼンテーション資料を用いた発表会を行う。
(イ) リーダーシップ育成研修	
形式	集合型
場所	とちぎ男女共同参画センター ※1
回数	3回（3回連続講座を1セット）
時間	1回あたり半日程度
対象	中堅・管理職候補の女性従業員
定員	30名程度
講師	県が指定する外部講師 ※2
研修内容	企業や団体等で活躍が期待される女性の能力開発、意識改革の機会を提供することで、指導的地位に就くための人材育成を行い、企業・団体における女性活躍推進を目指す。また、業種・職種を越えた女性職員の交流・ネットワーク構築を促進することで、女性のキャリア形成を支援する。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は主に講義形式を想定。 ・研修各回の講義内容については、講師と調整の上、甲の承認を得て決定する。 ・第3回目には、過去に本県において実施した女性活躍に関する研修の受講者から3名程度を講師として、参加者が身近なロールモデルにキャリア等の不安や悩みを質問する形式で行う「OGトークカフェ」を実施する。

※1 会場使用料は無料。

※2 県が指定する外部講師の謝金は1回あたり15万円（税抜き）とし、(ア)及び(イ)計7回分の謝金を見積りに含めること。

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトに、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネー

ヤー」のコンテナ内で行うこと。

- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。